

大和市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年10月30日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第52号

大和市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大和市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則（平成27年大和市規則第58号）の一部を次のように改正する。

第31条第4号の次に次の1号を加える。

(4)の2 中国残留邦人等支援法第14条第4項又は平成25年改正法附則第2条第1項若しくは第2項の規定によりなお従前の例によることとされた旧法第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法第55条の4第1項の就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務及び同法第63条の費用の返還に関する事務 第1号に定める情報

第35条の2第1号中「認定の申請」の次に「の受理、その申請」を加え、同号ア中「単に「小学校就学前子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「当該小学校就学前子ども」を「当該教育・保育給付認定子ども」に、「又は当該保護者」を「又はこれらの者」に改め、「道府県民税又は」を削り、同号サ中「小学校就学前子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同号サを同号シとし、同号コ中「小学校就学前子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同号コを同号サとし、同号ケ中「小学校就学前子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同号ケを同号コとし、同号ク中「小学校就学前子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同号クを同号ケとし、同号キ中「小学校就学前子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同号キを同号クとし、同号カ中「小学校就学前子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同号カを同号キとし、同号オ中「小学校就学前子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同号オを同号カとし、同号エ中「小学校就学前子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「小学校就学前子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同号ウを同号エとし、同号イ中「小学校就学前子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同号中イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 当該教育・保育給付認定に係る教育・保育給付認定子ども又は当該教育・保育給付認定子

どもと同一の世帯に属し、若しくは生計を一にする者に係る道府県民税の税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報

第35条の2第2号中「の届出」を「若しくは子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第15条第1項の届出の受理、その届出」に改め、「審査」の次に「又はその届出に対する応答に」を加え、同条第5号ア中「第30条の4各号」を「第30条の4各号」に、「第8号」を「第9号」に、「単に「小学校就学前子ども」を「施設等利用給付認定子ども」に、「当該小学校就学前子どもの保護者又はこれらの者と同一の世帯に属し、若しくは生計を一にする者に係る道府県民税又は」を「と同一の世帯に属し、又は生計を一にする者（当該施設等利用給付認定子どもの保護者、当該保護者と同一の世帯に属する者又はこれらの者と生計を一にする子（他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除く。）を除く。）に係る」に改め、同号シ中「小学校就学前子ども」を「施設等利用給付認定子ども」に改め、同号シを同号スとし、同号サ中「小学校就学前子ども」を「施設等利用給付認定子ども」に改め、同号サを同号シとし、同号コ中「小学校就学前子ども」を「施設等利用給付認定子ども」に改め、同号コを同号サとし、同号ケ中「小学校就学前子ども」を「施設等利用給付認定子ども」に改め、同号ケを同号コとし、同号ク中「小学校就学前子ども」を「施設等利用給付認定子ども」に改め、同号クを同号ケとし、同号キ中「小学校就学前子ども」を「施設等利用給付認定子ども」に改め、同号キを同号クとし、同号カ中「小学校就学前子ども又は当該小学校就学前子どもと同一の世帯に属し、若しくは生計を一にする者」を「施設等利用給付認定子どもと生計を一にする者（当該施設等利用給付認定子どもと同一の世帯に属する者を除く。）」に改め、同号カを同号キとし、同号オ中「小学校就学前子ども」を「施設等利用給付認定子ども」に改め、同号オを同号カとし、同号エ中「小学校就学前子ども又は当該小学校就学前子どもと同一の世帯に属し、若しくは生計を一にする者」を「施設等利用給付認定子どもと生計を一にする者（当該施設等利用給付認定子どもと同一の世帯に属する者を除く。）」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「小学校就学前子ども又は当該小学校就学前子どもと同一の世帯に属し、若しくは生計を一にする者」を「施設等利用給付認定子どもと生計を一にする者（当該施設等利用給付認定子どもと同一の世帯に属する者を除く。）」に改め、同号ウを同号エとし、同号イ中「小学校就学前子ども又は当該小学校就学前子どもと同一の世帯に属し、若しくは生計を一にする者」を「施設等利用給付認定子どもと生計を一にする者（当該施設等利用給付認定子どもと同一の世帯に属する者を除く。）」に改め、同号中イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 当該施設等利用給付認定に係る施設等利用給付認定子ども又は当該施設等利用給付認定子どもと同一の世帯に属し、若しくは生計を一にする者に係る道府県民税の税額又はその算定

の基礎となる事項に関する情報

第35条の2第9号中「事務」の次に「（同条第3号ロに定めるものに限る。）」を加え、「施設等利用給付認定に係る子ども・子育て支援法第30条の4各号に掲げる小学校就学前子ども（以下この号から第8号までにおいて単に「小学校就学前子ども」という。）」及び「施設等利用給付認定に係る小学校就学前子ども」とあるのは「事業に係る子ども」を「者（当該施設等利用給付認定子どもの保護者、当該保護者と同一の世帯に属する者又はこれらの者と生計を一にする子（他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除く。）を除く。）」及び「者（当該施設等利用給付認定子どもと同一の世帯に属する者を除く。）」とあるのは「者」に改め、同号を同条第10号とし、同条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、同条第6号中「の規定による施設等利用給付認定に係る届出に係る事実についての審査」を「若しくは子ども・子育て支援法施行規則第28条の12第1項の規定による届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答」に、「前号」を「第5号」に改め、同号を同条第7号とし、同条第5号の次に次の1号を加える。

- (6) 子ども・子育て支援法第30条の5第7項の規定により教育・保育給付認定保護者が受けたものとみなされる施設等利用給付認定に係る事実についての審査に関する事務 前号に定める情報

第40条第4号の次に次の1号を加える。

- (4)の2 生活保護法第55条の4第1項の就労自立給付金若しくは同法第55条の5第1項の進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務及び同法第63条の保護に要する費用の返還に関する事務 第1号に定める情報

第45条第4号の次に次の1号を加える。

- (4)の2 中国残留邦人等支援法第14条第4項又は平成25年改正法附則第2条第1項若しくは第2項の規定によりなお従前の例によることとされた旧法第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法第55条の4第1項の就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務及び同法第63条の費用の返還に関する事務 第1号に定める情報

第46条第4号の次に次の1号を加える。

- (4)の2 生活保護法第55条の4第1項の就労自立給付金若しくは同法第55条の5第1項の進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務及び同法第63条の保護に要する費用の返還に関する事務 第1号に定める

情報

附 則

この規則は、公布の日から施行する。